外壁を施工中、足場と躯体の隙間から墜落

墜落転落ー８

災害発生時記録							
発生月日　時	11月　3日（月曜日）　9時30分			工事内容	木軸壁下地組立、壁ボード･羽目板貼り		
被災者	職種	型枠大工	経験年	30	所属	元請　　直営　（2次会社）　1人親方　請負外契約	初期の対策状況含む事項(写真含)
被災程度	左眼窩底骨折　複視						

災害発生状況（写真）

足場上で外壁を施工中、誤って足場と躯体の隙間から2．8m下の床面に墜落。

災害発生場所

初期の対策状況含む事項(写真含)

事故発生時、すぐ立ち上がり「大丈夫だ」と答えたが、念のために脳神経外科へ搬送した。CTスキャンの結果、脳・骨に異常なしとの診断を受けた。本人が「左眼に違和感がある」と言い、レントゲン検査を受けた結果、左眼窩の骨折で眼の組織が垂れ下がっていた。放置すると組織が固まり違和感が残ってしまうため、手術を実施、全身麻酔で3時間程度で終わったが7日入院で通院治療も含め43日休業。

災害発生後　鋼製足場板設置

番号	災害発生要因	人的要因	物的要因	管理的要因	同種工事の再発防止対策	コメント(追記・確認すべき事項)
1	足場と躯体の隙間が広かったこと。	○	○	◎	足場と躯体の隙間に鋼製足場板を設置し、隙間を塞いだ。	本事例は一側足場を設置しており、内側には手摺等の墜落防止設備が設けられていなかった。一側足場は用地的に狭く通常の足場の設置が困難な場合のみ採用を認めており、手摺等の設置が困難な場合は安全帯使用箇所に指定し、使用を徹底させる事が重要です。本事例の場合、用地的に十分な余裕があるため通常の足場を設けるべきであった。（経済性や施工性を理由に一側足場を採用する事は認められません）
2	足場内側に手摺等の墜落防止設備がなかったこと。	○		○		
3	安全帯を使用していなかったこと。	○			手摺等の墜落防止設備が不十分な場合は、安全帯の使用を徹底させる。	

調査記入時の注意点ーー①　所属欄は5項目の該当する項目に○マークの記入　　②3要因(人的･物的･管理的)に関係･該当する要因に○ー重要要因と思われる事項に◎を記入してください。(添付要因資料参照)